

重要事項説明書

— 契約概要 —

【家財保険・賠償責任保険】

※この契約概要はご契約に際し、特にご確認いただきたい項目を記載していますので、ご契約前に必ずご確認ください。また、この契約概要はご契約に関する全てを記載しているものではありません。詳しくは約款をご参照くださるか、当会社までお問合せください。また、ご契約者と異なる被保険者がいらっしゃる場合は、この書面の記載事項につき、必ずご説明ください。

1. 商品の仕組みおよび補償内容

(1) 商品の仕組み

この保険は賃貸借契約でご入居される方が火災などの事故により家財に損害を受けた場合や家主あるいは第三者に対して法律上の賠償責任を負担した場合に保険金をお支払する保険です。

(2) 保険のお支払対象となる事故（支払事由）※詳しくは約款をご覧ください

・家財保険金

●損害保険金

①火災②落雷③破裂または爆発④風災・ひょう災・雪災⑤建物外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊⑥漏水などによる水ぬれ⑦騒じょう・集団行動などに伴う暴力行為

●盗難保険金●水害保険金●臨時費用保険金

●残存物取片付け費用保険金●失火見舞い費用保険金

・賠償責任保険金

●借家人賠償責任保険金●個人賠償責任保険金

(3) 保険をお支払できない主な場合（免責事由）※詳しくは約款をご覧ください

●家財保険金

①契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人もしくは保険金を受け取る者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害

②契約者、被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触による損害

③保険の目的である家財が保険証券記載の建物または戸室以外にある間に生じた盗難

④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穩が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態）による損害

●賠償責任保険金

①契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人もしくは保険金を受け取る者またはその者の法定代理人の故意または法令違反による事故

②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動による事故

③被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任

④もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産の所

有、使用または管理に起因する損害賠償責任

⑤被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任

⑥被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者を除く。

⑦被保険者と第三者または借戸室の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任

⑧被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有するものに対して負担する損害賠償責任

⑨被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任

⑩被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任

⑪飛行機、船舶・車両または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

⑫借戸室の改築、増築、取り壊し等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合については、この限りではない。

⑬被保険者が借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任

●共通してお支払できない場合（家財保険金・賠償責任保険金）

①地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害

②核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故による損害

2. 保険期間

保険期間は責任開始日の午前0時から2年後の当該応答の前日24時までの2年間です。

3. 引受条件

(1) 保険金額について

・家財の保険金額については家財簡易評価表をご参照のうえ、その範囲内でお決めくださるようお願いいたします。

・家財の評価額がこの金額を上回るとお考えの方は、それより高い保険金額を設定することもできますが、万一家財評価額より保険金額が上回る場合は、超過保険となり、超過部分はお引受できず、無効となります。従って、保険金もお支払できません。

・評価額が800万円を超えるような場合には、損害保険会社のご利用もお考えください。

・賠償責任保険の保険金額は1,000万円の一種類です。

(2) 保険金を削減してお支払いする場合

・一時に多くの保険金の支払い事由が発生し、保険金支払いのための財源が不足する場合は、当会社の定めるところにより、保険金を削減して払うことがあります。

・他の火災保険や火災共済等に重複して加入されている場合には、当会社の支払保険金は、他の火災・共済契約がない場合に比べ減額されることがあります。

4. 保険料について

・家財保険の保険料は保険金額に応じて算出されます。

・賠償責任保険の保険料は定額です。

・具体的な保険料は、当会社のホームページまたはパンフレットをご参照ください。

5. 保険料・保険金額の増減

当会社は、本商品において予定していたよりも著しく収支が悪化した場合、当会社の定めるところにより保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額をすることがあります。

6. 保険料の払込み

ご契約者が保険料の払込をすることについては当会社または当会社代理店もしくは当会社と集金代行契約を締結した会社の指定する金融機関の口座に振込む方法、コンビニエンスストア専用の払込用紙にて払込む方法（コンビニ払いは更新契約に限ります）、直接当会社または当会社代理店に持参して払込む方法の何れかとなります。

7. 解約返戻金および満期返戻金・契約者配当

(1) 解約返戻金

ご契約を解約される場合は、書面により当会社にご通知ください。解約日付は書面を受理した日以降の契約者の指定する任意の日を解約日とします。

●解約返戻金の計算方法

保険料×0.03125×未経過月数

（1ヶ月未満は切り捨て、10円未満は四捨五入）

(2) 満期返戻金・契約者配当

この保険契約には満期返戻金・契約者配当金はありません。

8. その他、留意事項

(1) 被保険者の範囲

・被保険者は保険証券記載の建物または戸室を専ら住居の用に供する目的として借用する保険証券に記載された者（主となる被保険者）とします。

・主となる被保険者以外で他に複数の同居人（被保険者）がいる場合は、被保険者の代表者は主となる被保険者とし、保険金支払時等、当会社から被保険者に対する通知は主となる被保険者に対して行います。

・代表者以外の被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款に関する義務を負うものとします。

(2) 保険の目的（家財保険）

・保険の目的である家財とは、被保険者が専ら住居の用に供している保険証券記載の建物または戸室（物置、車庫、その他の付属物含む。戸室の場合は共用部分を除く）内に収容される家財（生活の用に供するものとする。）で、被保険者が所有するものとします。

・ただし次の各号に掲げるものは保険の目的に含みません。

①通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類するもの。ただし盗難保険金支払い事由に該当する通貨、印紙、切手及び預貯金証書については、この限りではありません。


②道路交通法に定める自動車

③貴金属、宝玉石及び宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で1個または1組の価額が30万円を超えるもの

④稿本、設計書、図案、証券、帳簿その他これらに類するもの

ご相談・苦情等

A ライフ株式会社

お問い合わせは  0120-544-505

重要事項説明書

— 注意喚起情報 —

【家財保険・賠償責任保険】

※この注意喚起情報はご契約に際し、お客様にとって不利益になる事項などについてご確認いただきたい項目を記載していますので、ご契約前に必ずご確認のうえお申込みください。

※この注意喚起情報はご契約に関する全てを記載しているものではありません。詳しくは約款をご参照くださるか、当会社までお問合せください。

※ご契約者と異なる被保険者がいらっしゃる場合は、この書面の記載事項につき、必ずご説明ください。

1. ご契約申込み撤回について

契約者（法人、社団・財団等を除く）は、すでにお申込みをした契約について、加入申込日または当書面を受領した日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、契約の撤回または解除（クーリングオフ）ができます。

①契約者がクーリングオフを請求する場合には、上記期間内（郵送の場合は8日以内の消印有効）に、クーリングオフを申し出る旨の文言、契約者名、住所、電話番号、申込年月日を書面又は電磁的記録により、当会社に通知しなければなりません。

②前項によりクーリングオフを申し出た場合には、すでに払込まれている保険料の全額を契約者に返戻します。

2. 告知義務・通知義務

（1）契約締結時における注意事項（告知項目）

当会社が定める保険契約申込書のお客様ご確認事項（告知事項）にチェック（ネット申込により電子申込書を利用する場合は「告知事項の確認」欄を十分に確認し、送信）することにより、当社が求めている事項の告知（以下「告知事項」といいます。）に代えるものとします。

（2）契約締結後における留意事項（通知義務）

契約者または被保険者は、この保険契約の加入申込後に、申込書の記載事項に変更があることを知ったときは、遅滞なくこれらの内容を当会社に通知し、当会社の承認を得ていただきます。ただしその通知すべき内容が、保険金の支払の可否を決定する上で重大であると認められる事項（契約の無効、失効、取り消し、解除に当てはまる事項）である場合は、承認できません。

主な通知事項は以下のとおりです。

①被保険者に変更があった場合。

②建物または戸室の用途が住宅以外になった場合

③事故の場合には事故発生の日時、場所、証人となる者がいるときはその者の住所、氏名など。

3. 保険金額の設定について

・同一の被保険者が加入できる保険金額の合計額は家財保険、賠償責任保険それぞれで1,000万円を限度とします。

4. 当会社または他社との契約の重複加入について

・当会社の同一内容の同一補償の保険契約を重複して加入することはできません。

・重複申込みがあった場合には、一番最初に保険料が支払われている契約のみを有効とし、他の契約はすべて無効とします。その場合他の無効となった契約の保険料は契約者に全額を返還します。

・補償内容が同様の他社の保険契約がある場合は、補償が重複することがありますが、この場合いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合がありますので、ご確認の上ご契約ください。主な例として、今回の契約にある個人賠償責任補償と、他の保険契約にある傷害保険の特約としての個人賠償責任担保特約などがあります。

5. 保険料・保険金額の増減について

・本商品において予定していたよりも著しく収支が悪化した場合、当会社は当会社の定めるところにより保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額をすることがあります。

・一時に多くの保険金の支払い事由が発生し、保険金支払いのための財源が不足する場合は、当会社の定めるところにより、保険金を削減して払うことがあります。

6. 責任開始時期

保険料の払込があり当会社が契約を承諾した場合、契約者が責任開始日を指定（申込書に記入）した日の午前0時をもって責任開始日及び時刻とします。また更新契約については、契約満了日の翌日の午前0時を更新契約の責任開始日及び時刻とします。ただし、いずれも責任開始時点で保険料が払い込まれていない場合は、払い込まれた日の翌日の午前0時を責任開始日とします。

7. 保険料の払込猶予期間について

当会社の保険契約には保険料の払込猶予期間はありません。

8. 保険契約の更新、更新時の契約条件の変更および更新契約の引受の拒否について

・当会社は保険期間満了日の1ヶ月前までに、保険契約者あてに、期間満了のお知らせとともに、契約を更新する場合の更新後の条件（保険金額、保険料）を通知しますので、保険期間満了までに更新契約の保険料を払い込むことによって更新の意思表示と判断し更新とします。

・本商品の運営状況により、当会社は契約の更新時に当会社の定めるところにより保険料、保険金額または保険約款の見直しをすることがあります。

・本商品の収支の改善が見込めない場合は、当会社の定めるところにより、更新契約を引受けないこともあります。

・当会社が更新契約を引受けける意思のない場合は、契約を更新しません。

・上記3項目の場合はその旨を契約者へ通知します。

・契約内容に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、これを当会社へ通知していただきます。この場合は前述の通知義務に記載の通りの取り扱いとします。

・保険契約を更新する場合は保険契約者に「更新証」を送付し、もとの保険証券と合わせて新たな保険証券とみなします。

9. 注意していただく免責事由（保険金をお支払いできない場合）

・当会社の家財保険・賠償責任保険は、地震の補償はありません。

10. 契約者保護制度について

当会社は保険会社が加盟する「保険契約者保護機構」の会員ではありません。同機構の行う資金援助等の措置はなく、保険業法第270条の3（保険契約の移転等における資金援助）第2項第1号に規定する同機構の補償対象契約に該当しません。ただし、金融庁告示第16号第2条の規定に基づく責任準備金の積立を行い、将来の支払いに備えています。また、健全な資産運用を行い、長期的な視点で安定した事業運営を行っています。

11. 個人情報の取扱いについて

当会社は本契約に関する個人情報（当会社の適切な業務運営を確保するために必要な範囲で医療情報等のセンシティブ情報を含みます。また、過去に取得したものを含みます。）について、以下のとおり取り扱います。

（1）利用目的について

①保険契約の引受、保険金の支払、契約の維持管理およびこれらに付随する業務

②保険契約に付帯するサービスの提供および満期・継続のご案内

（2）外部への情報提供について

①当該業務の遂行に必要な範囲における業務委託先への提供

②不適切な保険引受や保険金支払を未然に防ぐための、他の保険会社・共済等との情報交換

③当社と提携する不動産会社等への情報提供（当該提供については、お客様の同意をいただいた場合に限りします。）

12. その他特に法令で定められた注意喚起事項について

当会社は内閣総理大臣の登録を受けた「少額短期保険業者」であり、少額短期保険業者が引受けられる保険契約の要件は以下の通りです。

①保険期間は損害保険の場合2年以内となります。

②保険金額は損害保険の場合、同一被保険者につき1,000万円までです。ただし、保険業法施行令第38条の9で定める低発生率保険を別契約として引受けける場合は、低発生率保険以外の保険金額の合計を1,000万円以下、低発生率保険の保険金額の合計額を1,000万円以下とし、合計で2,000万円までとなります。

③同一契約者について引受けけるすべての保険の保険金額の合計は10億円までとなります。

13. ご相談・苦情等、お問い合わせは

Aライフ株式会社

☎0120-544-505

また、指定紛争解決機関である

（社）日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

TEL 0120-821-144 FAX 03-3297-0755

も必要に応じてご利用いただけます。